

## 事前提出資料一覧

事前提出資料		全法人	該当がある 場合提出	備 考
1	令和5年度社会福祉法人指導 監査調書（様式）	○		
2	定款、定款細則	○（定款）	○（定款細則）	
3	法人登記簿謄本の写し	○		
4	役員、評議員名簿	○		令和5年7月1日現在のものを提出してください。 監査調書1（5）（6）に記載の場合、提出は不要です。
5	不動産登記簿謄本の写し		○	借地部分に限る。
6	経理規程、理事長専決規程	○		
7	費用弁償規程		○	役員等報酬規程とは別に費用弁償の支給に関する規程を定めている場合に提出してください。
8	給与規程、各種手当規程、退職金規程	○（給与規程）	○（各種手当規程、退職金規程）	各種手当規程、退職金規程は該当がある場合に提出してください。 監査調書1（7）参照
9	旅費規程	○		
10	固定資産管理台帳	○		
11	令和5年度予算書	○		すべての事業区分、拠点区分及びサービス区分のものを提出してください。
12	契約に関する書類		○	監査調書1 1（1）（2）注記を参照
13	各種研修会の実施状況		○	・役職員研修 ・人権問題（同和問題等）研修 ・公益通報者保護に関する研修 ・コンプライアンス（法令遵守）研修 監査調書2 1、2 2（3）、2 3（6）、2 4（3）に記載の場合、提出は不要です。
14	地域社会に開かれた事業運営に係る実施状況		○	監査調書2 6添付書類参照
15	預金（債権）残高、借入金残高証明等、通帳の写し ※預金残高・借入金の残高証明は、1金融機関（1支店）当たりで全ての残高が証明されたもので、かつ、そのこと（1支店ごとにすべての残高が記載されていること）が当該金融機関により証明されたものであること	○		証明を必要とする証書は、法人が保有する、以下の全ての預金残高、債権残高、債務残高を証明したもの。 預金残高、定期預金残高、借入金残高、有価証券（国債等）  通帳の写しは、令和4年3月20日～令和5年4月30日までのものを提出してください。
16	理事会議事録、評議員会議事録の写し（開催通知、決議を省略した場合の同意の意思表示の書面を含む。）	○		議案書の鑑（頭紙）の写しの提出もお願いします。監査調書2（1）（2）に係るもの並びに令和5年度に開催された令和4年度決算に係る理事会議事録及び評議員会議事録の写しをお願いします。

※ 事前提出書類は電子データ（PDF、ワード、エクセルファイル）での提出でも可とします。